

報告第9号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年9月5日提出

澁川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年6月14日午前11時15分ごろ、渋川市村上3751番地1 渋川市立かに石こども園職員駐車場において、教育部かに石こども園会計年度任用職員が草刈り作業をしていたところ、使用していた刈払機により飛ばされた飛来物が当該駐車場に駐車していた [REDACTED] 氏の所有する軽自動車（ [REDACTED] ）の後部ドア窓ガラスに当たり、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月15日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費100,264円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

100,264円